

第II部 中国経済論 第4章 農村改革 12. 中国農業 における組織革新

著者	山本 裕美
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	地域研究シリーズ
シリーズ番号	3
雑誌名	中国 - 経済
ページ	192-197
発行年	1992
出版者	アジア経済研究所
URL	http://doi.org/10.20561/00031255

12

中国農業における組織革新

やま もと ひろ み
山 本 裕 美

はしがき【略】

出典 『アジアの農業組織と市場』山本裕美編

I 人民公社の解体【略】

研究双書369 アジア経済研究所

II 分益小作理論からみた農業生産責任制

1988年 第2章

【一部略】

III 「家族農場」問題【略】

IV 合作経済組織【略】

V 地区性合作経済組織問題【略】

VI 「両戸一体」の展望【略】

はしがき【略】

I 人民公社の解体【略】

II 分益小作理論からみた農業生産責任制

生産責任制には「專業承包制」（專業請負による生産量リンク報酬制）、「聯産到組制」（生産量リンク作業組請負制）、「聯産到労制」（生産量リンク個人請負制）、「包産到戸制」（個別生産請負制）、「包乾到戸制」（個別経営請負制）があ

る⁽⁶⁾。前三者は政府が人民公社内で「労働に応じた分配」の原則を実現するために認めた生産責任制である。

包産到戸制と包乾到戸制は「双包」とも呼ばれ、家族が生産単位であり、公社（郷政府）との契約により土地を貸与されている。前者は生産を請け負い、契約に規定された供出量を超過達成すれば、報奨金が付き、減産の場合には罰金を支払う制度である。しかも公社の「統一分配」（必要食糧の配給）の下にある。後者は契約により経営を完全に請け負い、生産物から供出量、公益金、公積金、農業税を支払った後の余剰は農民のものになるという制度である。この場合、農民は公社の統一分配下になくは勿論、1985年から価格改革に伴い勝手作が認められた。価格改革により従来の政府の統一買上制度が廃止され、契約買付制度が採用されたのである⁽⁷⁾。政府は農民と優先的に買付契約を結び、全国で6000～7000万トンの食糧を確保すればよいと考えている⁽⁸⁾。他の部分は自由市場で流通させる。したがって、政府の食糧の掌握量は食糧生産量が4億トンであるとすれば15～17.5%である。政府の価格改革は従来の直接統制から間接統制へ移行したのであり、市場の投機的行為に対してラーナーのいう対抗投棄 (counter-speculation) を行なうことを意味している⁽⁹⁾。

各種生産責任制の普及状況は第1表に示されているが、1984年末現在生産責任制を実施している生産隊は569万でその99%が包乾到戸制を実施している。なんらの生産責任制をも実施していない生産隊は0.2万にすぎない。農家戸数でいえば、1億8398万戸が生産責任制を実施しており、その96.6%が包乾到戸制を実施している。すなわち、各種の生産責任制の中で包乾到戸制が圧倒的に普及したという事実は、この制度が農民に最も強いインセンティブを与えたことを証明している。

J・E・スティグリッツ (J.E. Stiglitz)⁽¹⁰⁾の分益小作理論からみると、包乾到戸制は定額小作制であり、他の生産責任制は分益小作制であると解釈できる。すなわち、包乾到戸制下の農民は生産のリスクに対して中立であるためにリスクを全面的に負担するが、国家はリスク回避的である。つまりリスク

第1表 各種農業生産責任制普及の割合

(%)

	1980年1月	1980年12月	1981年6月	1981年10月	1982年6月 ⁽¹⁾	1983年2月 ⁽²⁾
1.定額包工	55.7	39.0	27.2	16.5		
2.專業承包		4.7	7.8	5.9		
3.聯産到組	24.9	23.3	13.8	10.8		
4.聯産到勞	3.1	8.6	14.4	15.8		
5.部分包産到戸	0.026	0.5		3.7		
6.包産到戸	1.0	9.4	16.9	7.1		
7.包乾到戸	0.02	5.0	11.3	38.0	67.0	78.7
聯産責任制小計 (2.~7.)	29.0	51.8	64.2	81.3		92.0
各種責任制合計	84.7	90.8	91.2	97.8		

(注) 1) (1)は「光明日報」1982年11月28日の方恭温論文による。

2) (2)は「人民日報」1983年2月9日による。

3) その他のデータは『経済学周報』1983年2期による。

4) 普及の比率は生産隊総数に占める比率。

を負う代わりに生産物から「地代」〈公益金+公積金+農業税+供出量〉を支払った後の余剰を私有できるというインセンティブがある。技術革新による利益もすべて農民に帰する。土地貸借の契約期間は当初3年であったが、荒作りを避け、農民の土地改良投資を促進させるために中共中央は、1984年の1号文件「1984年の農村工作に関する通達」⁽¹¹⁾の第3項で土地の請負期間を15年以上にすべきことを承認したのである。

他の生産責任制はすべて国家と農民が相互にリスクを分担する分益小作制であるけれども、農民に与えるインセンティブの強さからみると、包産到戸制、聯産到勞制、聯産到組制、專業承包制の順になると思われる。包産到戸制は家族が契約で借り入れた土地で生産を請け負うから、他の三つの生産責任制よりも大ききリスクを負うが、見返り(生産量にリンクした報酬)も大きい。後三者は作業の労働点数を出来高に連動させる方式であるが、その評価は聯産到勞制、聯産到組制、專業承包制の順に高くなる。聯産到勞制は生産

量リンク個人請負制であるから労働点数決定に関しては労働者にとっては受け入れやすいし、個人の努力が評価しやすい方式であると言えよう。聯産到組制は生産量リンク作業組請負制であるから聯産到労制よりも労働点数の評価がより困難となる。労働点数評価には現実的には大寨方式と同じ問題が内在していると推測される。專業承包制は一般的には恒常的な專業隊で作業が行なわれるために、隊の労働点数評価をさらに隊の構成員にどのように配分するかという先に指摘した大寨方式と本質に同じ問題を内包していることになる。しかも隊構成員数は聯産到組制下の作業組よりも大きいとすると労働点数評価はさらに困難となる。また技術的にも各構成員が習熟するためには情報収集コストがかかることになろう。以上、要するに生産量にリンクした賃金(労働点数)のインセンティブ効果は聯産到労制、聯産到組制、專業承包制の順に大きいと推測される。勿論これら分益小作型の生産責任制では能率賃金のみならず固定賃金が保証されているのである。

固定賃金分配方式は賃金制であり、工場制下の賃金制と同様である。改革前の国营農場がこの賃金制を採っていた。この場合、国家がリスクに対して中立であるために全面的にリスクを負う一方、労働者はリスク回避的でリスクを負わない。

労働点数の評価は取引費用(transaction costs)の問題を提起する。香港大学のS・N・S・チャン(張五常, S.N.S. Cheung)⁽¹²⁾は、分益小作制と定額小作制との同時存在の経済学的理由としてリスクと取引費用——交渉コスト(negotiation cost)+監視コスト(supervision cost)——の問題に注目した最初の学者である。彼は分益小作制の取引費用は定額小作制や賃金制のそれよりも高いが、リスク・シェアリングからの利益がそれを補っているからこそ他の制度と共存できるという見解を示した。

スティグリッツはこの見解を批判し、監視コスト曲線が非凸性(non-convexity)の性質をもつと想定する。つまり、監視コストは賃金制の場合が最大で、定額小作制の場合が最小で、分益小作制の監視コストがその中間に位置する⁽¹³⁾。

もちろんスティグリッツは監視コストがゼロでないかぎり、分益小作の労働投入のパレート最適は達成されないと論じている。

筆者の考えでは、契約の交渉コストは分益小作制が他の二つの制度より高いと思われるが、監視コストの比重がより大きいので取引費用全体でみても賃金制、分益小作制、定額小作制の順に小さくなると推測される。

スティグリッツの分益小作の理論から言えば、農民の取分 α が0(賃金制)から1(定額小作制)まで増加するに従って取引費用は逆に減少する。 α が0と1の間にある場合が分益小作である。換言すれば、インセンティブ(α)を与えれば、取引費用は節約できるのである。

この取引費用理論からみると包乾到戸制、包産到戸制、聯産到勞制、聯産到組制、專業承包制の順に監視コストが増大するだろう。

以上の推測から取引費用の節約の方向に、すなわちインセンティブが大なる方向に農民と国家の選好が変化し、包乾到戸制が最終的に選択されたのである。

III 「家族農場」問題【略】

IV 合作經濟組織【略】

V 地区性合作經濟組織問題【略】

VI 「兩戸一体」の展望【略】

〔注〕 _____

(6) 各種生産責任制の内容については以下の拙稿を参照されたい。

「中国農業の近代化——農業生産責任制と人民公社解体問題を中心に——」

(紙谷貢編『アジア農業発展の多様性』, アジア經濟研究所, 1986年所収)。

(7) 「中共中央, 國務院關於進一步活躍農村經濟の十項政策」(『人民日報』1985年3月25日)。

(8) 趙紫陽「農産物價格の統制緩和について」(『北京週報』1985年2月19日号)。

(9) Lerner, A.P., *The Economics of Control*, New York, Macmillan, 1944 (桜井一郎訳『統制の經濟学』, 文雅堂書店, 1971年), 第3章参照。

- (10) Stiglitz, J.E., "Incentives and Risk Sharing in Sharecropping," *Review of Economic Studies*, Vol. 1, No. 126, April 1974, pp. 219~254.
- (11) 「中共中央關於1984年農村工作的通知」(『人民日報』1984年6月12日)。
- (12) Cheung, S.N.S., *The Theory of Share Tenancy*, Chicago, University of Chicago Press, 1969.
- (13) Stiglitz, J.E., *op. cit.*

なおリスクを除いて取引費用(監視コスト)をモデルに組み込んだ部分均衡モデルで農業生産責任制を分析し、さらに実証分析を試みた論文に以下のものがある。

Lin, J.Y., "Supervision, the Household Responsibility System, and Agricultural Reform in China," (博士論文) University of Chicago, 1986.

劉德強・大塚啓次郎「労働誘因と生産責任制——集団農業の理論と中国農業の制度変革——」(『アジア経済』第28巻第3号, 1987年3月)。

(山本裕美／執筆時：アジア経済研究所総合研究部, 現：アジア経済研究所海外調査員)